

# 個人情報保護3法の改正と 個人情報保護条例の見直し



東京大学大学院法学政治学研究科 教授 宇賀 克也

## 1 個人情報保護法の改正

平成27年法律第65号により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）が大幅に改正された（以下、平成27年法律第65号による改正後の個人情報保護法を「新個人情報保護法」という）。改正内容は多岐にわたるが、自治体が個人情報保護条例の見直しを行うに当たり重要な改正は、個人情報の範囲を明確化するための個人識別符号概念および要配慮個人情報概念の導入、個人データの数による個人情報取扱事業者の裾切要件の撤廃、匿名加工情報制度の導入である。

## 2 行政機関個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法の改正

平成27年法律第65号附則12条1項は、新個人情報保護法の全面施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という）および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保

護法」という）についても、個人情報保護法の匿名加工情報制度に対応する制度の導入の検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることを政府に義務付けた。これを受けて、平成28年法律第51号により、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が改正された<sup>\*1</sup>。この改正の最大の特徴は、行政機関非識別加工情報および独立行政法人等非識別加工情報の制度を導入したことであるが、個人識別符号および要配慮個人情報の概念も新設している。

## 3 個人情報保護条例の見直し

以上に述べた個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法（以下、「個人情報保護3法」と総称する）の改正を受けて、自治体は、どのように個人情報保護条例の見直しをすべきであろうか。以下において、ポイントを述べることとする<sup>\*2</sup>。

### (1) 個人識別符号概念の導入

個人情報保護3法のいずれにおいても、個人情報の範囲の明確化の観点から、個人識別符号の概念が導入され、個人識別符号を含むものは、それ単独で個人情報として取り扱われることになった。匿名加工ないし非識別加

工を行うに当たっても、個人識別符号は必ず削除しなければならない（新個人情報保護法2条9項2号、行政機関個人情報保護法2条8項2号、独立行政法人等個人情報保護法2条8項2号）。個人識別符号の取扱いが、個人情報保護3法と個人情報保護条例で異なる場合、混乱を招くおそれがあるので、個人情報保護条例においても、個人識別符号の概念を導入することが望ましいといえよう。

## (2) 要配慮個人情報

個人情報保護条例には、一般に機微情報の取扱いを制限する規定が置かれている。たとえば、神奈川県個人情報保護条例6条は、(i) 思想、信条および宗教、(ii) 人種および民族、(iii) 犯罪歴、(iv) 社会的差別の原因となる社会的身分の取扱いを原則として禁止している。しかし、個人情報保護3法で要配慮個人情報とされたもののうち、病歴、犯罪により害を被った事実は、同条例6条には列記されていない。また、個人情報保護3法に基づく政令で要配慮個人情報が追加される予定であるので、同条例の定める機微情報に該当しない要配慮個人情報は、さらに増加すると見込まれる<sup>\*3</sup>。このように、個人情報保護条例が機微情報として、その取扱いを制限している情報に含まれない要配慮個人情報が存在する場合、それらを個人情報保護条例の機微情報に含める改正を行うことが望ましいと思われる。

## (3) 非識別加工情報

行政機関非識別加工情報と同様の仕組みを個人情報保護条例に導入すべきかも検討を要する。行政情報を社会においても有効活用するというオープンデータ政策の観点からは、前向きに検討すべきであるが、以下の点に留意する必要がある。個人情報保護条例では、一般に個人情報取扱事務の登録制度を採用しているので、登録された事務単位で非識別加工情報を作成することになると思われるが、

行政機関非識別加工情報と同様、情報開示請求があった場合において、全部不開示となるものは非識別加工の対象外とする場合、どの個人情報取扱事務がそれに当たるかを精査しなければならない。また、民間事業者にとっては、保有個人情報がいかなるデータ形式で保有されているかが、2次利用の可否を判断する際の重要な考慮要素になると思われるので、その情報も記載すべきであろう。

非識別加工情報制度を導入する場合、自治体にとって最も困難な問題は加工方法であろう。行政機関非識別加工情報について個人情報保護委員会が定める加工基準を参考にすることはできるが、そこでは一般的な最低限の基準が示されるにとどまると予想される。民間では、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等により、取り扱う個人情報の性質や利用のニーズ等を踏まえた具体的な基準が作成されることになり、国の行政機関や独立行政法人等も、自ら具体的な非識別加工基準を作成することになると思われる。自治体においては、それらを参考にすることはできるものの、自治体の保有個人情報には、個人情報取扱事業者の個人データとも、国・独立行政法人等の保有個人情報とも異なる性質のものがああり、独自に加工基準を検討して作成しなければならない場合も稀でないと思われる。しかし、それには、統計学等の専門知識が必要であり、加工基準作成に当たり意見を聴取する有識者会議を設け、その構成員として統計学の専門家を加えることが検討課題となろう。

なお、平成28年法律第51号は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律も改正して、非識別加工情報および削除情報を不開示情報に追加し、かつ、これらの情報については公益上の裁量的開示を禁じている。

自治体も、非識別加工情報制度を導入する場合、情報公開条例も同様に改正することを検討する必要がある。

#### (4) 取り扱う個人データの数が少ない事業者に係る規定

平成27年法律第65号による改正前の個人情報保護法において、取り扱う個人データの数が少ないために同法の個人情報取扱事業者から除外されていた事業者について、個人情報保護条例の規律を適用していた例がある。たとえば、神奈川県個人情報保護条例47条（個人情報の取扱いに関する指針）、48条（調査および公表）、49条（勧告および公表）、50条（意見の聴取等）の規定は、同法の個人情報取扱事業者は対象外とする解釈運用が行われてきた。しかし、新個人情報保護法が、保有する個人データの数による裾切要件を廃止したため、従前は裾切要件により個人情報取扱事業者に該当せず、個人情報保護法の適用を受けなかった事業者にも、新個人情報保護法が適用されることになる。そこで、個人情報取扱事業者には該当しない事業者のみを念頭に置いた個人情報保護条例の規定を存置すべきかの検討が必要になる。他方、平成27年法律第65号による改正前の個人情報保護法における個人情報取扱事業者も含めて、自治体独自の観点から設けていた民間事業者への監督規定は、同改正を受けた見直しは迫られるものではないと思われる。

\*1 平成28年法律第51号による改正について詳しくは、宇賀克也「行政機関個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法の改正」季報情報公開・個人情報保護61号65頁以下、薫大輔「行政機関個人情報保護法等改正法の概要」NBL1077号35頁以下参照。

\*2 この問題については、高野祥一「行政機関個人情報保護法の改正と自治体の対応」自治実務セミナー650号36頁以下、板倉陽一郎=寺田麻祐「平成27年個人情報保護法改正及び平成28年行政機関個人情報保護法等改正を踏まえた地方公共団体の責務についての考察」信学技報116巻71号95頁以下も参照。

\*3 平成28年8月2日に個人情報保護法施行令案の意見公募手続が開始されたが、ここでは、要配慮個人情報として、(ア)身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること、(イ)本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた健康診断その他の検査の結果、(ウ)健康診断その他の検査の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと、(エ)本人を被疑者または被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、(オ)本人を非行少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと、が追加されている。

#### 著者略歴

宇賀 克也（うが・かつや）

東京大学法学部卒。現在、同大学大学院法学政治学研究科教授。

単独著として、『行政法概説Ⅰ（第5版）』、『行政法概説Ⅱ（第5版）』、『行政法概説Ⅲ（第4版）』、『地方自治法概説（第6版）』、『行政法』、『新・情報公開法の逐条解説（第6版）』、『情報公開の理論と実務』、『情報公開法』、『情報公開法・情報公開条例』、『ケースブック情報公開法』、『情報公開法の理論（新版）』、『情報公開・個人情報保護』、『情報公開と公文書管理』、『個人情報保護法の逐条解説（第4版）』、『個人情報保護の理論と実務』、『解説 個人情報の保護に関する法律』、『番号法の逐条解説』、『逐条解説 公文書等の管理に関する法律（第3版）』、『Q & A 新しい行政不服審査法の解説』、『行政不服審査法の逐条解説』、『解説行政不服審査法関連三法』、『改正行政事件訴訟法（補訂版）』、『行政手続三法の解説（第2次改訂版）』、『行政手続・情報公開』、『行政手続と行政情報化』、『行政手続オンライン化三法』、『自治体行政手続の改革』、『行政手続法の理論』、『国家補償法』、『国家責任法の分析』、『政策評価の法制度』、『アメリカ行政法（第2版）』等がある。